

登記原因証明情報

1. 登記申請情報の要項

- (1) 登記の目的 所有権移転
- (2) 登記の原因 令和3年5月1日 売買
- (3) 当 事 者
- | | |
|---------|-----------------------------|
| 権利者 | 愛知県C市〇区三丁目3番3号
株式会社丙山産業 |
| 義務者 | 愛知県A市〇区一丁目1番1号
甲野太郎 |
| 売買契約の買主 | 愛知県B市〇区二丁目2番2号
株式会社乙川不動産 |
- (4) 不 動 産 後記のとおり

2. 登記の原因となる事実又は法律行為

- (1) 甲野太郎（以下「甲」という。）は、株式会社乙川不動産（以下「乙」という。）との間で、令和3年2月1日、その所有する本件不動産を売り渡す旨の契約を締結した。
- (2) (1)の売買契約には、「乙は、売買代金全額の支払いまでに本件不動産の所有権の移転先となる者を指名するものとし、甲は、本件不動産の所有権を乙の指定する者に対し乙の指定及び売買代金全額の支払いを条件として直接移転することとする。」旨の所有権の移転先及び移転時期に関する特約が付されている。
- (3) 所有権の移転先の指定
令和3年4月1日、乙は、本件不動産の所有権の移転先として株式会社丙山産業（以下「丙」という。）を指定した。
- (4) 受益の意思表示
令和3年4月1日、丙は甲に対し、本件不動産の所有権の移転を受ける旨の意思表示をした。
- (5) 令和3年5月1日、乙は、甲に対し、(1)の売買代金全額を支払い、甲はこれを受領した。
- (6) よって、本件不動産の所有権は、令和3年7月1日、甲から丙に移転

した。

令和3年5月1日 名古屋法務局 御中

上記の登記原因のとおり相違ありません。

(権利者) 愛知県C市〇区三丁目3番3号
株式会社丙山産業
代表取締役 丙山俊彦

(義務者) 愛知県A市〇区一丁目1番1号
甲野太郎

(売買契約の買主)
愛知県B市〇区二丁目2番2号
株式会社乙川不動産
代表取締役 乙川英樹

不動産の表示

所	在	名古屋市〇〇区〇〇丁目
地	番	〇〇番
地	目	宅地
地	積	100.00㎡